

高齢者虐待対応マニュアル



養護者による高齢者虐待対応編

令和 8 年3月

長崎県長寿社会課

【目次】

1	概要	1
2	初動機段階	1
	（1）相談・通報届出への対応	1
	1）相談（通報・届出）受付	1
	（2）事実確認	4
	（3）虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、対応方針の決定	6
	1）コアメンバー会議の開催	6
	2）緊急性の判断	7
	3）深刻度の判断	8
	4）行政の権限の行使	9
	①緊急対応	9
	②高齢者の保護	9
	ア 養護者との分離	9
	イ やむを得ない事由による措置	11
	i）やむを得ない事由による措置を行う場合	11
	ii）養護老人ホームへの措置	12
	iii）養護委託による措置	12
	iv）虐待を受けた高齢者の措置のために必要な居室の確保	13
	v）やむを得ない事由による措置の実施主体について	14
	vi）やむを得ない事由による措置の費用について	14
	vii）やむを得ない事由による措置活用の検討フロー	16
	viii）措置による入所後の支援	18
	ix）やむを得ない事由による措置の廃止	18
	x）面会制限と解除	18
	（4）成年後見制度の市町村長申立	23
	1）成年後見制度とは	23
	2）成年後見人等（援助者）とは	23
	3）成年後見人等に与えられる権限	23
	4）手続き方法	24
	5）「市（区）町村長申立て」とは	24
	6）成年後見利用支援事業について	25
	7）市町村における制度利用準備	25
	8）成年後見開始に向けた流れ（フローチャート）	26
	（5）初動期の評価	27

3 対応段階	28
(1) 情報収集と虐待発生要因・課題の整理	28
(2) 継続した見守りと予防的な支援	28
(3) 介護保険サービスの活用（ケアプランの見直し	29
(4) 介護技術等の情報提供	29
(5) 専門的な支援	29
(6) 対応段階の評価会議	29
1) 評価会議	29
2) 会議で協議、確認すべき事項	29
4 終結段階	29
5 養護者（家族等）への支援	32
(1) 養護者との間に信頼家計を樹立する	32
(2) 介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう	32
(3) 養護者自身の抱える課題への対応	32
(4) 虐待の解消、高齢者の安心と暮らしの安全	33
(5) リスク要因を有する家庭への支援について	33

Ⅱ 養護者による高齢者虐待への対応

Ⅰ 概要

高齢者虐待においては、目的を明確にするとともに、進行状況を見通しながら対応を実施することが重要であるため、大きく3つの段階に分けて説明します。

○初動期段階

初動期段階では、高齢者の生命・身体安全確保が目的となります。

高齢者虐待を疑わせる相談・通報・届け出を受け付けた後、コアメンバー会議で虐待の有無と緊急性の判断を行い、その判断に基づいて作成された対応方針に沿って行われた一連の対応の評価を行うまでの流れをさします。

○対応段階

対応段階とは、虐待と認定した事例に対して、「情報収集と虐待発生要因・課題の整理→虐待対応計画(案)の作成→虐待対応ケース会議(虐待対応計画案の協議・決定)→計画の実施→対応段階の評価会議→(評価の内容に応じて)必要な情報収集と整理→虐待対応計画の見直し～終結」という循環を繰り返す流れをさします。

○終結段階

虐待対応の終結にあたっては、「虐待が解消されたと確認できること」が最低要件となります。同時に、虐待の解消が、高齢者が安心して生活を送ることにつながるのを見極める必要があります。

虐待がない状態で、高齢者が安心して地域で暮らすために、権利擁護対応(虐待対応を除く)や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する必要があります。

2 初動期段階

(1) 相談・通報・届出への対応

1) 相談(通報・届出)受付

相談等の窓口は高齢介護担当課、地域包括支援センターです。

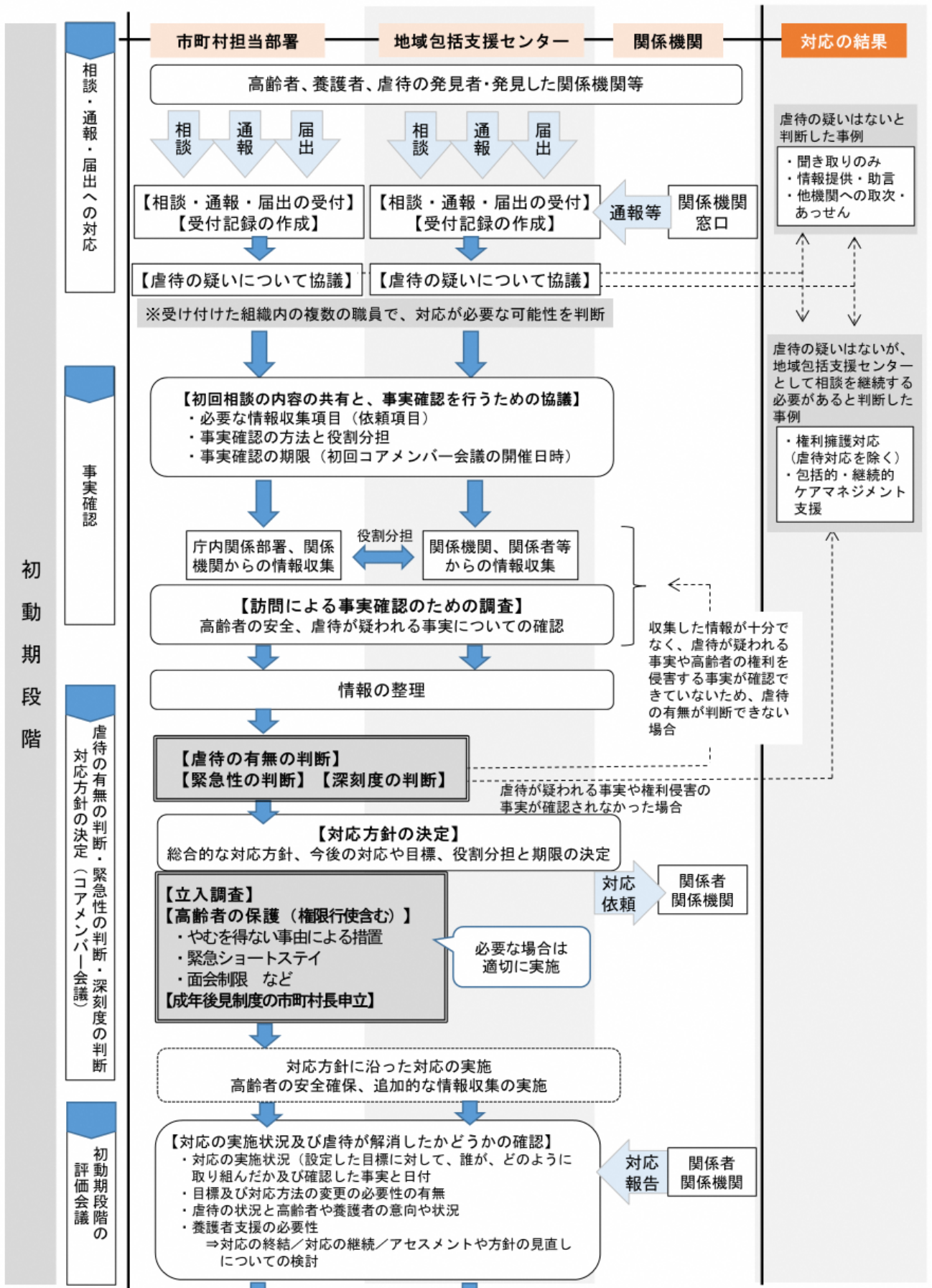
市町の高齢者虐待対応相談窓口 長崎県

窓口の職員には守秘義務が課せられていますので、相談内容は慎重に取り扱う必要があります。また、個人情報の保護等についても個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)で定められています。

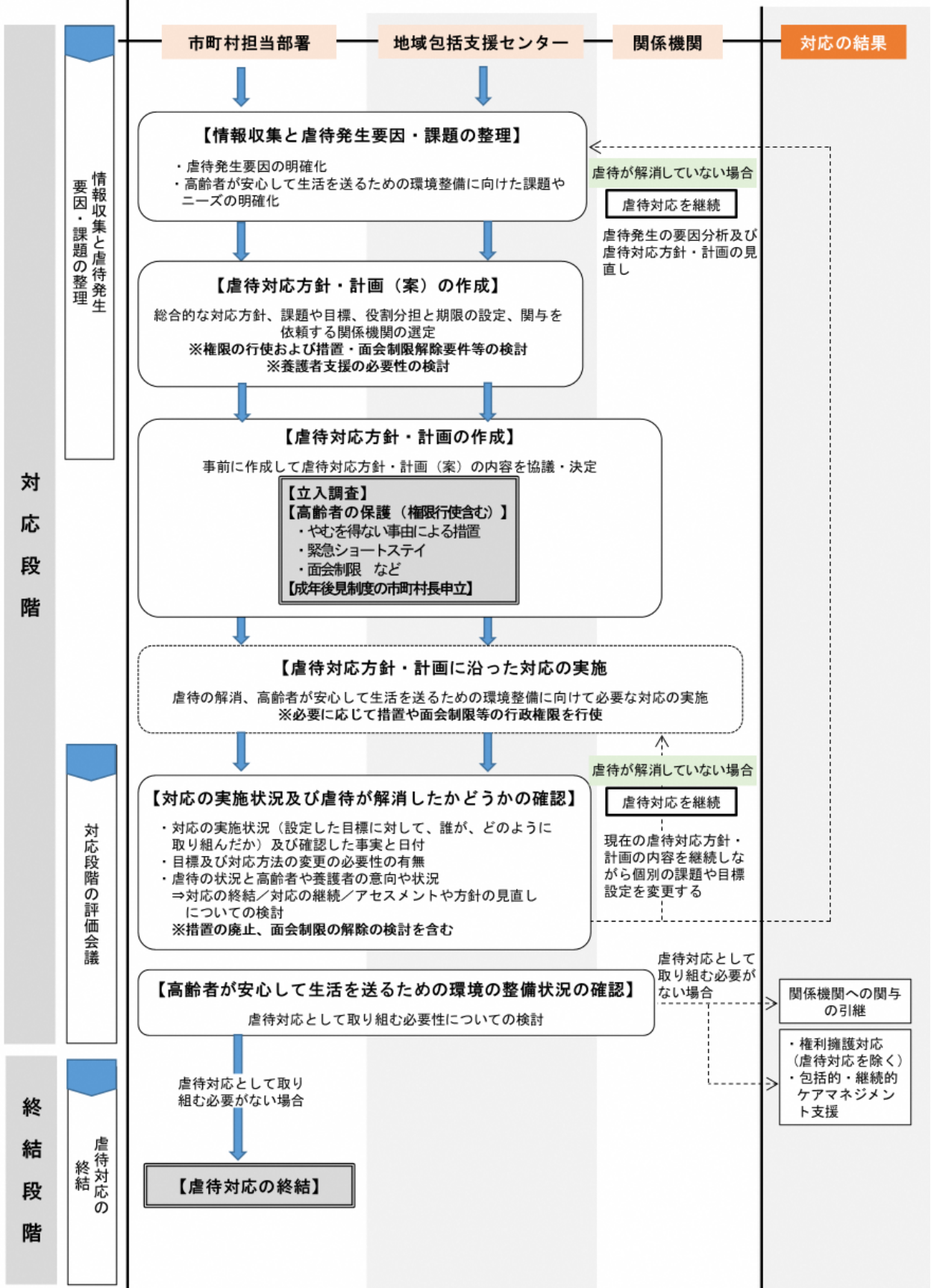
相談(通報)を受けた担当者は、相談通報届出受付票や事実確認票—チェックシート等を利用し、必要な項目を正確に聞き取る必要があります。【様式1:相談・通報・届出受付票】

相談対応は、相手が尋問されているような印象を与えないよう、相手が話しやすいように考慮しながら、質問は最小限にして確認していきます。

●養護者による高齢者虐待対応の手順（全体フロー図 1/2）



●養護者による高齢者虐待対応の手順（全体フロー図 2/2）



【市町村職員の守秘義務】

通報又は届出を受けた場合、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって、当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（法第8条）。

通報時に相手が焦って連絡している場合は、ゆっくりした優しい口調で話すなど、まずは、相手に安心感を与え、落ち着かせることが重要です。

※地域包括支援センターで相談（通報）を受けた場合は、速やかに、市・町の高齢介護担当課に連絡をします。

（2）事実確認

高齢者虐待に関する相談・通報・届け出がなされた場合は、相談（通報）から概ね48時間以内に事実確認を行います。相談（通報）内容によっては直ちに安全確認や緊急措置入所が必要な場合もあると考えられますので、速やかに確認する必要があります。

庁内関係部署、関係機関（介護支援専門員、介護保険サービス事業所、民生委員等（以下同じ））からの情報収集や訪問調査を行います。

《情報収集》

【様式3,4,5: 事実確認票－チェックシート、事実確認項目（サイン）、アセスメント要約票】

- *これまでの相談歴等を確認する。
- *他課（センター）からの情報を収集する。
- *関係機関からの情報を収集する。

【情報収集する主な内容】

- ・家族構成、続柄、年齢、職業等
- ・対象高齢者への介護の状況
- ・虐待の内容とレベル
- ・虐待の事実と経過（日時やその時の様子など）
- ・対象高齢者の性格と身体・心理状況
- ・虐待者又は虐待が疑われる者の性格と身体・心理状況
- ・家計、住居、家庭環境（衛生面等）等の状況
- ・その他家族の人間関係やエピソード
- ・家族内外でキーパーソンとなりうる人

【他課及び関係機関から収集する情報の種類等の例】

- ・世帯構成
- ・介護保険の情報（介護認定の有無、担当介護支援専門員、介護保険サービスの利用状況等）
- ・福祉サービス等の情報（生活保護の有無、障害者手帳の有無、福祉サービス利用状況等）
- ・経済状況の情報（収入状況、年金の種類等）
- ・医療機関からの情報（病歴、治療歴、処方状況、主治医からの意見等）
- ・警察からの情報（過去の相談、保護の情報等）
- ・民生委員からの情報（訪問活動の情報、近隣からの情報等）

【調査・介入のポイント】

1 高齢者本人や家族の思いを理解・受容し、関係性を築く

- ・高齢者虐待の問題として、家族を批判したり責めたりするのではなく、まずは、本人や家族の思いを注意深く聞き取ることで、その家族を理解、受容します。
- ・虐待者が虐待に至った経過についても思いを巡らせ、虐待者が抱えている悩みや苦勞、介護の疲労状態についても理解を示します。
- ・本人や「家族の思いを理解・受容することによって信頼関係を作り、相談しやすい関係性を築きます。

2 臨機応変な介入理由を設定する

- ・「虐待」と聞くと、それだけで警戒が生まれ、不必要に距離を作ることもあります。
- ・「虐待の調査」だけでなく、異なる名目を設定して介入することも、時には必要です。
例：「介護保険の認定調査や配食サービスで」「意識調査で」等

3 訪問や声かけにより関係性を築く

- ・定期的な訪問や、「近くを通りかかったので」といった身近な理由での訪問や声かけにより、距離を縮め、関係性を築くことが望めます。
- ・こまめな訪問や声かけを通じて細く長くかかわることに配慮します。
時に本人との面会が叶い、家族や近隣住民から貴重な情報を聞けることがあります。

4 段階的・多面的な支援の実施と、支援の適切な機会をはかる

- ・虐待の核心に触れることは、時として警戒を助長し、解決から遠のくこともあります。
家族の困り感を探り、身近な支援から順に対応していくことも一つの方法です。
介護保険サービスの提供等で、家族の介護負担の軽減から始めることも有効です。
- ・虐待者が困り感を訴えるタイミングが介入のチャンスです。虐待者を支援するという視点からアプローチすることも有効です。

5 キーパーソンの発掘と協力関係を築く

- ・本人の意思決定に影響を及ぼす人を、家族や親族などから探し出し、協力を仰ぎます。

6 支援者の特性を理解し、有効な活用方法を探る

- ・虐待者との関係性によっては、主たる支援者を変更することで、アプローチの角度が変わり、課題を解決するきっかけになることもあります。関係機関や支援者の特性を理解し、多面的な対策について検討します。例：医療機関、医師、警察からの説得など

7 緊急性が高い場合は法的根拠による対応を

- ・緊急性が高いと判断される場合には、迷わず法的根拠に基づく支援を検討、実施します。

出典：「東京都高齢者虐待対応マニュアル」（東京都）

(3) 虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、対応方針の決定

1) コアメンバー会議の開催

対応する課(センター)は、事実確認に基づいた情報を共有のうえ、虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、対応方針を決定していきます。場合によっては、会議において虐待の認定を行います。

状況に応じて立入調査や措置入所等の緊急な対応の決定が必要となるため、意思決定者である管理職が会議に参加し、対応が滞ることがないように留意します。会議には必要に応じて庁内関係部署、関係機関に参加を要請します。

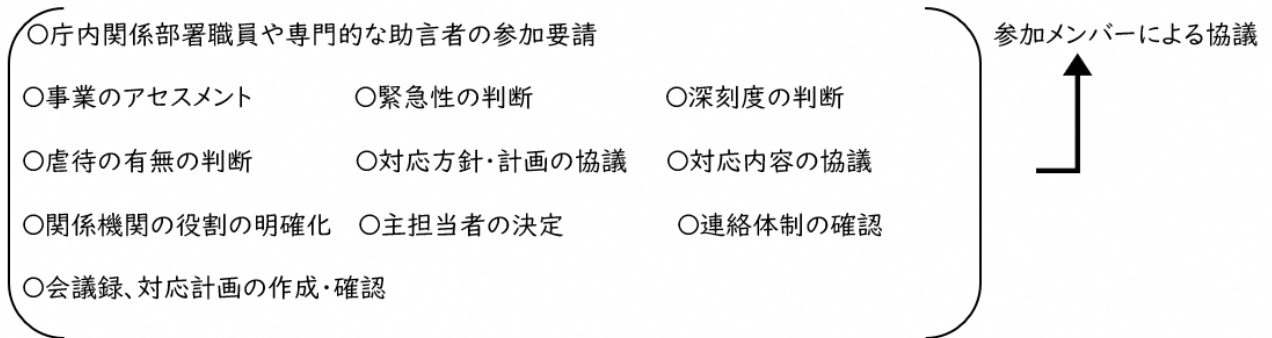
対応方針についての判断が難しい場合は、高齢者虐待対応協力者会議の開催、または虐待専門職チームの派遣を検討します。

※緊急性が高い場合は、緊急対応(立入調査や入院、施設入所等の分離保護)の要否の検討を行います。

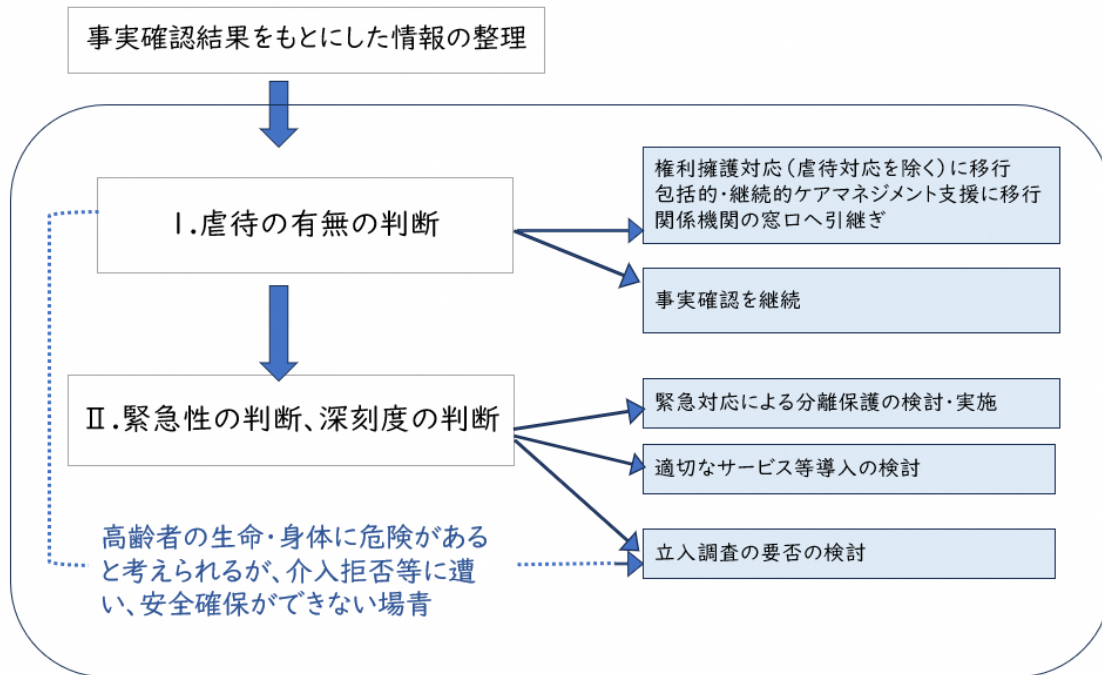
【様式6:高齢者虐待対応会議記録・計画書(1)(2)コアメンバー会議用】

【様式7:高齢者虐待対応会議記録・計画書(1)(2)】

コアメンバー会議による協議



コアメンバー会議での協議の流れ



出典:社団法人日本社会福祉士会、市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き、2011、P69をもとに作成

2) 緊急性の判断【緊急性が高いと判断できる状況】

① 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予想される

- ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
- ・極端な栄養不良、脱水症状
- ・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予想される場合
- ・器物(刃物・食器など)を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される

② 本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはその恐れがある

- ・虐待を理由として、本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている
- ・家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている

③ 虐待が恒常化しており、改善の見込みがない

- ・虐待が恒常的に行われているが、養護者の自覚や改善意欲が見られない
- ・養護者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない

④ 高齢者が保護を求めている

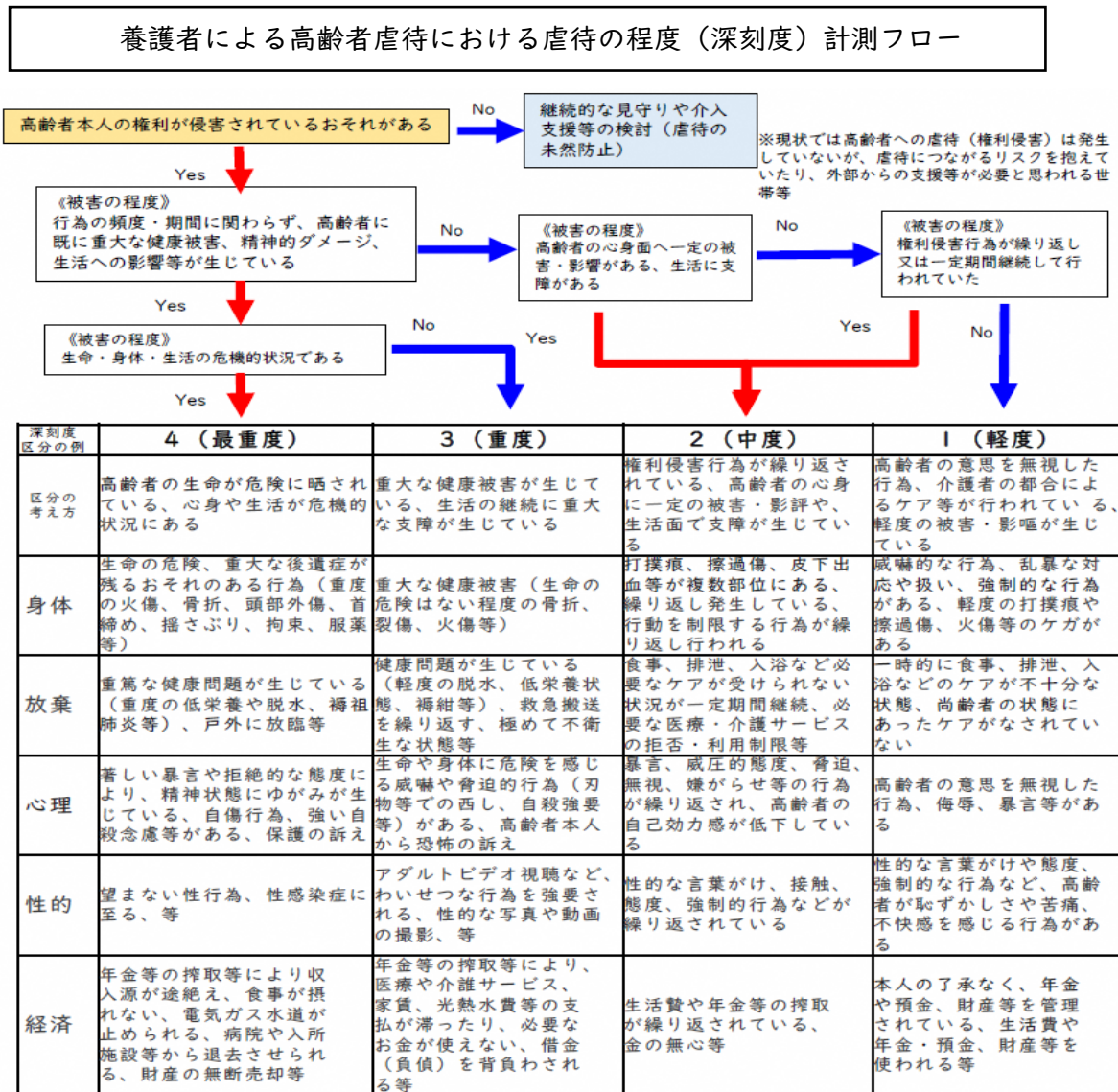
- ・高齢者が明確に保護を求めている

出典:「東京都高齢者虐待対応マニュアル」(東京都)を一部改変

3) 深刻度の判断

深刻度の区分

深刻度区分	説明
1(軽度)	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2(中度)	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3(重度)	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4(最重度)	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。



令和2年度老人保健事業推進費等補助金「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業」報告書（令和3年3月、公益社団法人日本社会福祉士会）

4) 行政権限の行使等

① 緊急対応

緊急性が高い場合は、立入調査や分離保護の対応を行います。

○立入調査

高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町長は担当部局の職員に、虐待を受けている高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができます(法第11条)。

訪問調査等に拒否的な態度をとる養護者に対して、様々な手段を重ねても高齢者の生命又は身体の安全を確認することができない場合に、立入調査の要否を検討することが必要になります。そのためには、訪問を実施した全てについて、日時とその結果を正確に残していくことが重要です。

法第12条では警察への援助要請等についての規定が設けられていることから、必要に応じ高齢者の住所又は居所を管轄する警察署長に援助を求めます。

立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯します。予測される事態に備え、複数の職員を選任します。入院等の必要性を判断することができる医療職の同行も有効です。

○分離保護

手段としては、医療機関への一時入院や短期入所、また、自立している女性高齢者が夫等から暴力を受けている場合は、長崎県こども・女性・障がい者支援センター(シェルター)または高齢者施設等への一時保護等の方法も考えられます。

② 高齢者の保護

ア 養護者との分離

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

また、これによって、高齢者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

(対応体制)

事例によっては可能な限り速やかに分離することが必要な場合もあり、そのような場合には直ちに対応することが必要です。また、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応することを原則とする必要があります。

(保護・分離の手段)

虐待を受けた高齢者を保護・分離する手段としては、契約による介護保険サービスの利用(短期入所、施設入所等)、やむを得ない事由等による措置(特養、養護、短期入所等)、医療機関への一時入院、市町独自事業による一時保護などの方法が考えられます。

高齢者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討することが必要となります。

【家族分離の手段の例】

対応手段	備 考
契約によるサービス 利用	・本人の同意や成年後見制度の活用等によって、契約によるサービス利用を行う。 ・ショートステイを利用して、その間に家族関係の調整を行い、契約形態にもっていくなどの工夫が必要。
緊急一時保護	・市町が特別養護老人ホームのベッド等を確保して実施する緊急一時保護事業を利用し、一定期間被虐待者を保護する。 ・自費負担による有料老人ホームのショートステイもある。 ・自立している高齢者の女性が夫から暴力を受けている等の場合は、長崎県女性相談センターの一時保護を利用することができる。
やむを得ない事由 による措置	・老人福祉法に基づく市町の決定事項として、虐待等の理由により契約による介護サービスの利用が著しく困難な65歳以上の高齢者について、市町が職権を以って介護サービスの利用に結びつけるもの。 ・家族分離の効果があるサービス種類としては、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護等がある。
養護老人ホーム 入所	・65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な人を入所させる施設。
軽費老人ホーム 入所	・老人福祉法に規定される老人福祉施設で、低額な料金で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設。
公営住宅入居	・公営住宅は原則として、同居親族があることが入居の条件だが、DV等の虐待被害者や知的障害者、精神障害者、身体障害者など、「特に居住の安定を図る必要がある者」には、単身での入居が認められる。 ・高齢者の場合、介護保険サービス等を使用することで在宅生活を送ることが可能な場合は、単身でも入居可能。
保護命令	・配偶者からの暴力の場合で、「被害者が更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合」に、それを防止するため、地方裁判所が被害者からの申立により暴力を振った配偶者に対し発する命令。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第10条、第29条)。

(参考):「東京都高齢者虐待対応マニュアル」(東京都)

イ やむを得ない事由による措置

い) やむを得ない事由による措置を行う場合

サービス利用契約を結ぶ能力に欠ける認知症高齢者である場合や、要介護認定を待つ期間的猶予がない場合などについて、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るためには、適切に「やむを得ない事由による措置」の適用を行う必要があります。

高齢者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるなど、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るうえで必要がある場合は、適切に老人福祉法第10条の4(居宅サービスの措置)、第11条第1項(養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護委託)の措置を講じることが規定されています。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、市町長が職権により介護保険サービスを利用させることができるというものです。利用できるサービスは以下のとおりです。

【やむを得ない事由による措置のサービス種類】

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・短期入所生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・特別養護老人ホーム
- ・看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)(※)

(※) 介護保険法施行規則第17条の2に規定する「日常生活上の世話」としていることに留意すること

いずれの場合が老人福祉法に規定する「やむを得ない事由」に該当するかについては、老人福祉法施行令に規定されています。(特別養護老人ホームを除く。)

①65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由(※)により介護保険の居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合

(※) 政令に定める「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指します。

②65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合(「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」(平成18年政令)により老人福祉法施行令を改正して規定)

高齢者虐待のケースでは、①に該当するケースとして措置が行われることが中心であると考えられますが、②の規定を追加したことにより、老人福祉法に基づく措置は、要介護者又は要介護認定を受けうる者のみならず、例えば、高齢者虐待により一時的に心身の状況に悪化を来たしてはいるものの、要介護認定を受けうるかどうか判断できない高齢者についても、保護・分離が必要となる場合には適用できることを明確にしました。なお、政令に委任していない特別養護老人ホームへの措置についても同趣旨であると解されます。

「やむを得ない事由による措置」に関しては、以下の項目に配慮して適切に運用することが求められています。

- 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合など、当該高齢者の保護を図るため必要がある場合に措置を行います。
- 措置の際、虐待者の同意は必要とせず、措置先は虐待者に伝える必要はありません。
- 本人の同意は事実上必要ですが、判断能力が不十分な場合は措置が可能です。
- 本人が費用負担できない場合でも措置が可能です。

ii) 養護老人ホームへの措置

なお、老人福祉法上の「やむを得ない事由による措置」ではありませんが、養護老人ホームに措置することもあり得ます。

また、養護老人ホームは、定員の20パーセントの範囲内で契約による入所も可能であることから（「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」令和元年7月2日労高発0701第1号）、措置による入所だけでなく契約による入所についても検討する必要となります。

iii) 養護委託による措置（老人福祉法第11条第1項第3号）

市町は、「養護者がいないか、または養護者があってもこれに養護させることが不適當であると認められたもの」の養護を「養護委託者」に委託することが老人福祉法第11条第1項第3号に規定されています。

「養護者委託」とは「老人を自己の下に預かって養護することを希望するものであって、市町が適當と認めるもの」をいい、基本的には家庭に高齢者を預かることを想定しています。

この養護者委託は、「団体の長」として、「社会福祉法人等の長」へ養護委託を行うことも想定されており、「老人ホームへの入所措置に関する留意事項について」（昭和62年1月31日社老第9号）、「等」に医療法人の長も含まれると解されます。

虐待対応において、医療的処置（透析、胃ろう等）等が必要な高齢者の保護について、老人福祉法第11条第1項第2号に基づいた「やむを得ない事由による措置」は、医療機関や老人保健施設等が対象になっておらず、分離保護が求められるケースにおいて受け入れ先がないなどの例がみられますが、基本的には、本人を説得して入院、契約による入所を行うこととなります。関係者の協力が得られる場合、状況に応じ、医療機関の長や老人保健施設の長等を同法第11条1項第3号の「養護受託者」として対応することも考えられます。

iv) 虐待を受けた高齢者の措置のために必要な居室の確保

○法的根拠

高齢者虐待防止法では、市町は、養護者による虐待を受けた高齢者について、老人福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています(第10条)。

○居室の確保等

高齢者虐待防止法第10条に規定する「居室を確保するための措置」としては、地域によってベッドの空き状況などが異なることから、各自治体の状況に応じた工夫がなされることが期待されます。いずれにしても、介護報酬の取扱いとして、介護老人福祉施設が高齢者虐待に係る高齢者を入所させた場合には、定員を超過した場合でも減算の対象とならないことを、市町が事業所に対して周知することもこれに該当します。

※管内の施設に限られており、養護者に居場所がわかってしまう可能性がある場合、広域的な調整を行うなど、県の支援が求められます。

【高齢者虐待と定員超過の取扱いについて】

(指定基準の取扱い)

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)(抄)

第25条

指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(報酬の取扱い)

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号)

第2の1(3)⑤

災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

v) やむを得ない事由による措置の実施主体について

老人福祉法第5条の4の規定により、65歳以上の者（65歳未満の者が必要があると認められるものを含む）又はその養護者に対する福祉の措置は、居住地の市町が行うものとされており、A市に居住はしているが、住民票はA市にない場合においても、住民票の有無に関係なく、A市がやむを得ない事由による措置を行うこととなります。

その後、A市が転入届を受け、又は職権により本人の住民票を作成し、要介護認定を行い、契約による介護保険サービスの利用へと切り替えることとなります。

居住地		実施者
居住地のある高齢者		居住地を管轄する市町村
居住地がない又は居住地が不明な高齢者		現在地を管轄する市町村
老人福祉法第11条による措置により養護老人ホーム、特別養護老人ホームに入所している高齢者	入所前に居住地のある高齢者	入所前の居住地の市町村
	入所前に居住地がない又は居住地が不明な高齢者	入所前の所在地の市町村
上記施設を除く社会福祉施設又は病院等に入院していた高齢者で、入所前に居住地がない又は居住地が不明な高齢者もしくは入所後に帰来先がない高齢者		当該施設の所在地の市町村

vi) やむを得ない事由による措置の費用について

やむを得ない事由による措置の費用は、各市町村の要綱、要領や施行細則等により、老人福祉法による措置に関する取り決めがありますので、それらを確認したうえで対応します。

状況	支払い対象	
要介護認定が間に合わず介護保険を利用した場合	市町村全額（介護保険法に移行する間）	
介護保険を利用した場合	介護保険7～9割＋市町村 （利用者には負担能力に応じて徴収）	
生活保護世帯の場合	介護保険利用	介護保険9割＋市町村
	介護保険外	市町村全額
要介護認定について、介護保険の対象外だった場合	市町村全額	

なお、措置に関する介護費は、要介護認定の結果に基づき、要介護度に応じた介護報酬の利用者負担相当を除く部分は介護保険給付が行われます。

また、利用者負担相当分を、高額介護サービス費の適用、本人の負担能力を考慮したうえで、本人に請求します。

(ア) 介護保険を利用できる場合

一般的なやむを得ない事由による措置	本人負担	保険給付
	1~3割	7~9割
高額介護サービス費の適用がある場合	本人負担 + 措置費 = 1~3割	
	高額介護サービス費適用後本人負担分	保険給付 7~9割
生活保護相当の場合	※本人負担なし	
	措置費	保険給付 9割

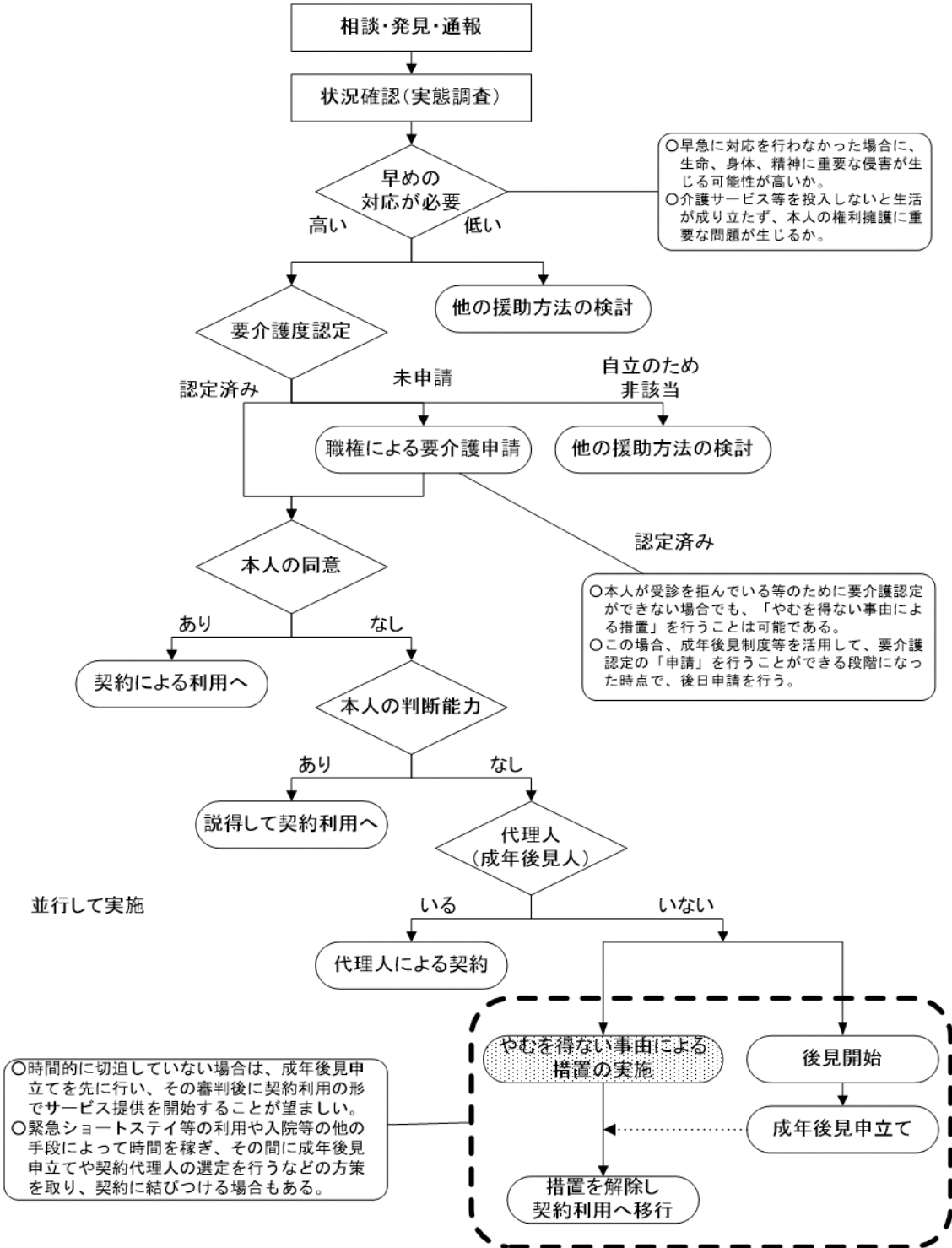
(イ) 介護保険を利用できない場合

一般的なやむを得ない事由による措置	本人負担	措置費
	1~3割	7~9割
高額介護サービス費の適用がある場合	本人負担 + 措置費 = 1~3割	
	高額介護サービス費適用後本人負担分	措置費 7~9割
生活保護相当の場合	※本人負担なし	
	全額措置費	

vii) やむを得ない事由による措置」活用の検討フロー

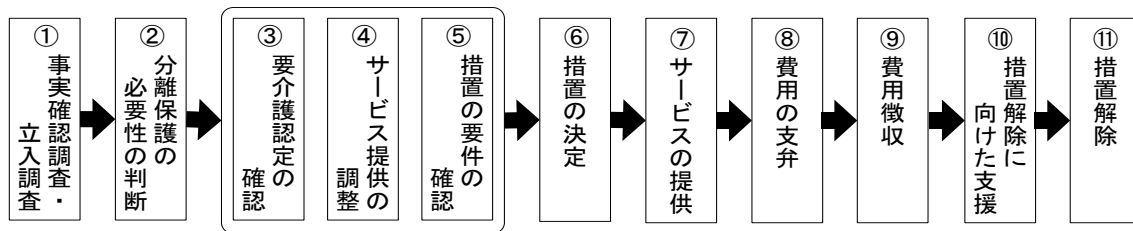
やむを得ない事由による措置は、高齢者虐待防止法の第9条第2項により、「養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者」を対象としており、次のようなフローでその必要性を検討します。

ただし、高齢者の生命又は身体の安全を第一に考えますので、高齢者の判断能力等について、柔軟な対応が必要な場合もあります。



【参考】やむを得ない事由による措置の手順

各市町の要綱、要領や施行細則等で、やむを得ない事由による措置の対応を確認の上で対応します。



① 事実確認調査・立入調査

② 分離保護の必要性の判断

③ 要介護認定の確認

措置を行おうとしている高齢者が、要介護認定を受けているかどうかを確認します。

④ サービス提供の調整

どのサービスを利用し、やむを得ない事由による措置を行うかを検討するとともに、措置で利用する施設・事業所に、空き状況や利用の可否について問い合わせます。

※地域によってベッドの空き状況が異なることから、各自治体の状況に応じた工夫がなされることが期待されます。介護報酬の取扱いとして、介護老人福祉施設が高齢者虐待に係る高齢者を入所させた場合は、定員を超過した場合でも減算の対象とならないことを、市町が事業所に対して周知する必要があります。

⑤ やむを得ない事由による措置の要件の確認

高齢者の状況、利用するサービスが、各市町で定めている要綱等で、やむを得ない事由による措置を行うことが可能かどうかについて、確認します。

⑥ やむを得ない事由による措置の決定

やむを得ない事由による措置は、市町として実施しますので、組織的に決定します。ただし、緊急性が高い場合は決定を優先し、後日決裁を取る場合もあります。

⑦ サービスの提供

施設・事業所が適切なサービスを利用者に提供します。

サービスを提供する中で、養護者等による面会制限が必要な場合は、施設・事業所と事前に対応方法を協議しておきます。

⑧ 費用の支弁 ※前掲「やむを得ない事由による措置の費用負担について」を参照

⑨ 高齢者等からの費用徴収

各市町村で定めている要綱等に基づき、高齢者または家族等から費用を徴収します。

⑩ やむを得ない事由による措置解除に向けた支援

やむを得ない事由による措置は、対応の終了ではありません。

措置解除に向けて、成年後見制度の利用や養護者への支援などを行います。

⑪ やむを得ない事由による措置の解除

原則、契約によりサービスの利用が可能となった時点で解除となります。しかし、高齢者や家族の状況により、解除となったとしても、支援が必要な場合があります。

viii) 措置による入所後の支援

老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置等で、虐待事案に対する対応が終るわけではない。

ix) やむを得ない事由による措置の廃止

老人福祉法による措置により、施設に入所した高齢者の措置を廃止する例

○家庭に戻る場合

- ・養護者の生活状況が改善し、高齢者が家庭で生活が可能な場合が考えられる
- ・家庭に戻ってから一定期間は、関係機関等による支援等が必要
- ・虐待が再発した場合は、再度、措置の開始が必要

○介護保険サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合

- ・養護者からの虐待が解消し、本人や成年後見人等により、要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能になった場合が考えられる
- ・成年後見人等が選任された場合も、一律に契約に切り替え、面会制限解除にならないよう留意が必要

➡支援状況のみならず、虐待の原因となる課題などの解決が図られた、又は、解決に向けて順調に支援が進められているかについても確認が必要

x) 面会制限と解除

ア 面会制限の概要

この制限は虐待を受け、保護措置を受けた高齢者の安全を図るために認められる権限です。

○面会制限を実施する上でのポイント

市町村長又は特別養護老人ホーム・養護老人ホームの施設長は、特別養護老人ホームの措置及び養護委託を受けた高齢者について、虐待を行った養護者との面会を制限することができます。

また、契約による入所及び他のサービスによる分離保護は、虐待防止法において面会制限の規定がないため、面会制限の必要がある場合は、市町村は保護の一環として、施設長及び管理者は施設管理権に基づき、面会を制限します。

面会制限を有効に活用するために、市町村と施設長・管理者等の連携が不可欠であり、措置解除後も、面会制限が必要な場合は、施設だけに任せず、市町村の支援が必要です。

イ 面会制限実施の法的根拠

高齢者虐待防止法第十三条(面会の制限)

養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第条第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合

高齢者虐待防止法では、特別養護老人ホームへの入所措置が採られた場合において市町長又は養介護施設の長は虐待を行なった養護者について面会を制限できると定めています。

一方で、やむを得ない事由による措置で認められた他のサービスで分離保護を行う場合(短期入所生活介護、小規模多機能型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護)は、高齢者虐待防止法には面会制限は定められていません。

しかし、養護者と面会することによって生命・身体の安全や権利が脅かされる恐れがある場合は、市町が措置に付随することとして、養護者に対して面会できる状況ではないことを伝え、養護者を説得するなど、面会を制限する方法があります。

また、施設長・管理者が、施設内の高齢者の安全を守るという施設管理権の一環として、面会制限を求める場合もあります。

なお、養護者以外の者であっても、養護者と協力関係にある者から面会希望があった際も、状況により養護者に準ずる対応をとる場合もあります。

ウ 面会制限実施の判断

基本的には、面会制限の実施は、コアメンバー会議や個別ケース会議などで検討し市町が、実施の判断をします。

特に、やむを得ない事由による措置を行った場合は、面会制限の実施を視野に入れて、必要性が考えられる場合は、施設・事業所に措置を依頼する際に、面会制限をすることもあることを伝え、協力を依頼します。

面会制限を実施する具体的な事例は、虐待防止法や厚生労働省のマニュアルには具体的に記載されていませんが、次のような内容を検討し、総合的に判断します。

- ① 養護者と面会することで高齢者の生命・身体に危害が及ぶ恐れがある。
- ② 養護者の現在の状況がわからず、養護者の面談等により状況の確認が終了するまでの期間を面会制限する。
- ③ 高齢者が養護者との面会を希望していない。
- ④ 養護者が高齢者を施設・事業所から連れ出す恐れがある。
- ⑤ 養護者が施設・事業所の他の利用者や職員に対して危害を加える恐れがある。
- ⑥ 面会制限の実施を判断する際は、判断に至った経緯を記録しておきます。
- ⑦ また、面会制限が必要と判断された場合、面会制限実施期間や養護者から面会希望があった際の窓口や対応方法も検討します。

- ⑧ 面会制限は、高齢者や養護者にとって必ずしも、有効な面ばかりではありません。そのため、一定の期間の経過後、面会制限を継続するかどうかについて、再度検討する必要があります。
- ⑨ 養護者が突然、措置先である特別養護老人ホームに直接面会に来た場合等は、施設長の権限で面会制限することも可能です。

エ 面会・面会制限の手順

(ア) 高齢者及び養護者への通知

高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限の決定は、行政処分に該当することから、行政手続法に従った対応が必要になります。

処分の対象である高齢者及び養護者に対して事前に「弁明の機会の付与」の手続きを行う必要があります(行政手続法第13条第1項第2号、第29条ないし第31条)。

例外として、「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため」に「弁明の機会の付与」の手続きを執ることができないときは、当該手続きは不要です(行政手続法第13条第2項第1号)。

面会制限の必要性や緊急性を踏まえて、各市町において、「弁明の機会の付与」の手続きの可否を判断します。高齢者及び養護者には処分内容を通知するとともに、原則として、当該処分の理由を書面で具体的に示す必要があります(行政手続法第14条第1項本文、第3項)。

他方で「理由を示さなくて処分すべき差し迫った必要がある場合」には、処分時の理由提示を省略することができますが(行政手続法第14条第1項ただし書)、その場合であっても原則として「処分後相当の期間内」に書面で理由を提示する必要があります(行政手続法第14条第2項、第3項)。

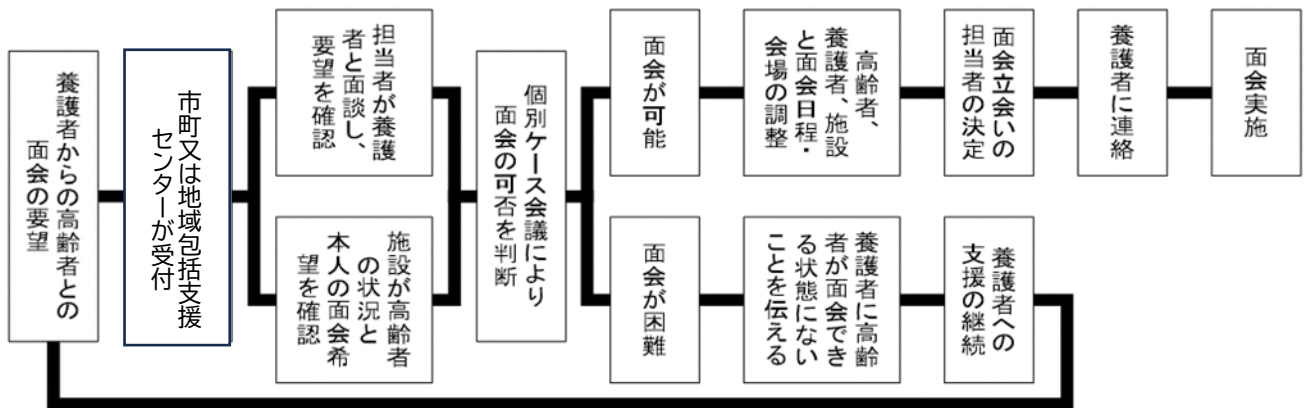
また、処分通知書においては、審査請求及び取消訴訟ができる旨の教示文を記載することが必要です(行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条)。処分を通知する際は、高齢者及び養護者から、可能な限り面会制限について理解を得るようにすることが望ましいと考えられます。

出展：厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」令和7年3月

(イ) 基本的な面会手続き

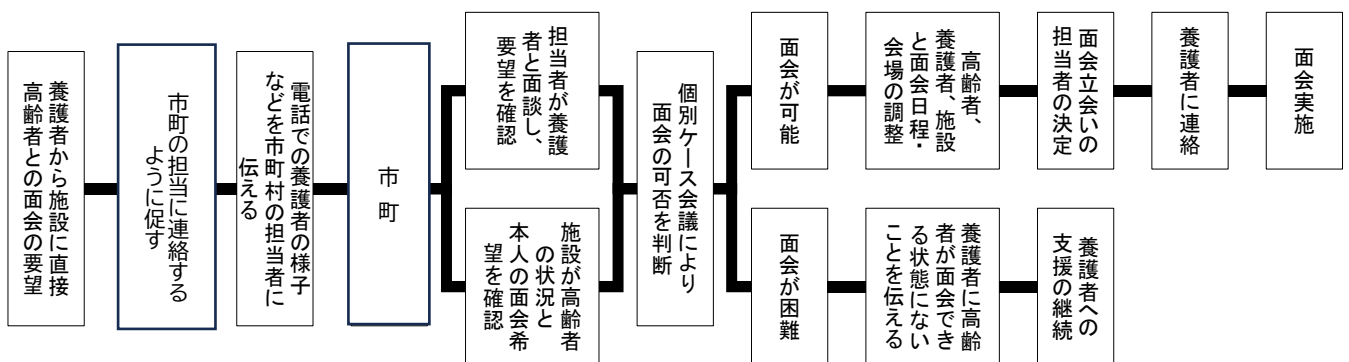
面会希望があった場合は、養護者の状況、高齢者の状況等をもとに、個別ケース会議において、面会が可能かどうか判断し、市町村が面会の可否について決定します。

1 養護者から市町等に面会の要望があった場合(例)



高齢者、養護者と施設との面会の日程や場所について 調整します。措置を行っている施設内で面会を行うことにリスクがある場合は、市町の役所内での面会を行うなど、他の場所で面会することを検討します。

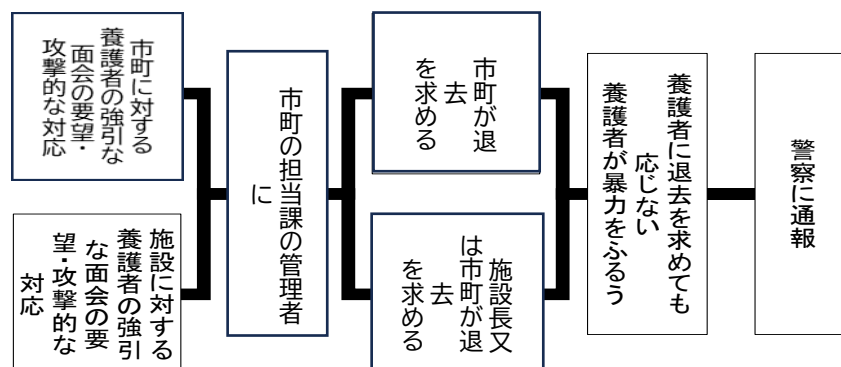
2 養護者が直接、施設に連絡をした場合(例)



高齢者虐待防止法では、施設長が面会を制限することができるとされています。しかし、事前に対応を市町と協議しておき、養護者から直接施設に連絡があった場合は、施設が養護者の対応をするのではなく、養護者に対して、市町の担当者に連絡し判断を仰ぐように促します。

これは、高齢者の面会の判断は、措置を行った市町が責任を負うためです。

3 市町等や施設に強引な面会要求があった場合(例)



市町の担当者や施設に対して、養護者から強引な面会の要望や、攻撃的な対応があった場合は、市町の担当課の管理者に情報を集約し、施設長や市町村が退去を求めます。退去を求めても養護者が応じなかったり、養護者が暴力をふるう可能性がある場合は、警察に通報し対応を求めます。

オ 面会制限実施中の養護者支援

高齢者虐待防止法第14条では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談等を行うこととされています。このため、コアメンバー会議や個別ケース会議において、高齢者と養護者の支援を行う担当者を分けるなどして、養護者の支援を行うようにします。

面会制限により高齢者と養護者の関係が終了してしまうことではなく、関係を改善するために養護者への支援を継続する必要があります。

カ 面会制限の解除

面会制限の解除の判断は、高齢者に養護者との面会の意思があるか、高齢者の心身状態が客観的に安定しているか、養護者の高齢者への態度や生活態度が改善されてきたか等から、養護者と面会することによる危険性や弊害が、面会制限開始時点に照らして解消されたかどうかを総合的に検討して判断します。

面会制限の解除は、虐待対応ケース会議を開催し、高齢者と養護者が面会する際の要件や役割分担を検討し、高齢者の安全を第一に考え、当初は職員等の同席で時間を区切って行うなど、段階的に面会方法に工夫をすることが必要です。また、保護場所を秘匿しておく必要がある場合には、施設とは別の場所で一時的な面会を行うなどの工夫も考えられます。

面会を行った際には、高齢者と養護者の状態が安定しているかどうか等、モニタリング・評価を行い、次の面会が可能かどうか、面会制限の継続の必要性、面会制限の解除や措置の廃止が可能かどうか等を判断していきます。

(4) 成年後見制度の市町村長申立

高齢者虐待防止法でも、適切に市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求（以下「市町申立」といいます。）を行うことが規定されています（第9条）。

1) 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害等により本人の判断能力が十分でない場合に、本人に代わり、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人の財産管理や福祉サービスの利用契約締結などの身上監護を行い、保護・支援する制度です。

「やむを得ない事由による措置」を実施した場合、その後、本人と介護保険事業者との間で利用契約を結び、通常のサービス利用に移行しますが、本人の判断能力が不十分で契約が結べない場合は、成年後見制度を活用し成年後見人等が選任された時点で、本人に代わって利用契約を結び、「やむを得ない事由による措置」廃止の手続きを行います。なお、成年後見制度には次のような類型があります。

区 分		本人の判断能力	援 助 者	
法定後見	後見	全くない	成年後見人	監督人を選任することがある。
	保佐	特に不十分	保佐人	
	補助	不十分	補助人	
任意後見		本人の判断能力が不十分になった際、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従い、任意後見人が援助する制度。契約効力は家庭裁判所が任意後見監督人選任時から生じる。		

2) 成年後見人等（援助者）とは

成年後見人等は、親族の他、弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士などから選任され必要に応じて複数の人や法人が選任されることもあります。

3) 成年後見人等に与えられる法的な権限

(ア) 同意権・取消権

後見人等の同意なしに行った、本人の法律行為を取消（無効）にする権限です。

(例) 本人が成年後見人の同意なしに行った住宅のリフォーム契約を取り消す。

(イ)代理権

後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限です。

(例) 本人の代理人として、成年後見人が特別養護老人ホームの入所契約を行う。

4) 手続き方法

申立ては、原則、本人居住地を管轄する家庭裁判所に対して、本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長等が行います。

①申立てに必要なもの

申立書、申立手数料(1件につき800円の収入印紙)、登記印紙、郵便切手、戸籍謄本、住民票、成年後見に関する登記事項証明書、診断書

②審判手続き

- i 調査…家庭裁判所調査官が事情を調査
- ii 鑑定…後見と保佐について、医師が本人能力を鑑定(費用は10万円程度)
- iii 審問…裁判官が直接事情聴取

③審判(後見等の開始、成年後見人等の選任)

審判後、成年後見登記が行われますが、審判内容は登記されません。

5) 「市(区)町村長申立て」とは

高齢者虐待防止法第9条では、適切に市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求(以下「市町村長申立」といいます。)を行うことが規定されています。

親族から虐待を受けている、親族と連絡がつかない、親族調査の結果、二親等内親族がないことが確認されたなど、親族による申立てが望めないような場合は、市(区)町村長が後見(保佐、補助)開始の審判申立てを行います。この場合、基本的に二親等内の親族の有無を確認すれば良いことから、迅速な申立てが可能です。

なお、緊急性が高いと判断される場合は、審判前に本人の財産を保全したり、本人が不利益行為を行った時に取り消し権を行使するなど、審判前の保全処分を検討することも有効です。保全処分にあたっては、①審判開始の蓋然性があることや②保全の必要性があることの二つが要件となりますので、本案申立書や後見相当であることがわかる診断書や、早急に財産管理人をつける必要がある実態を記したケース記録等を添付して直ちに申立てを実施します。

なお、虐待事案における市町村長申立てにあたって、高齢者の居場所を秘匿する必要がある場合は、「非開示の申出書」を添付することに留意します。親族が申立てに反対した場合でも、高齢者の権利を保護することを優先します。

6) 成年後見制度利用支援事業について

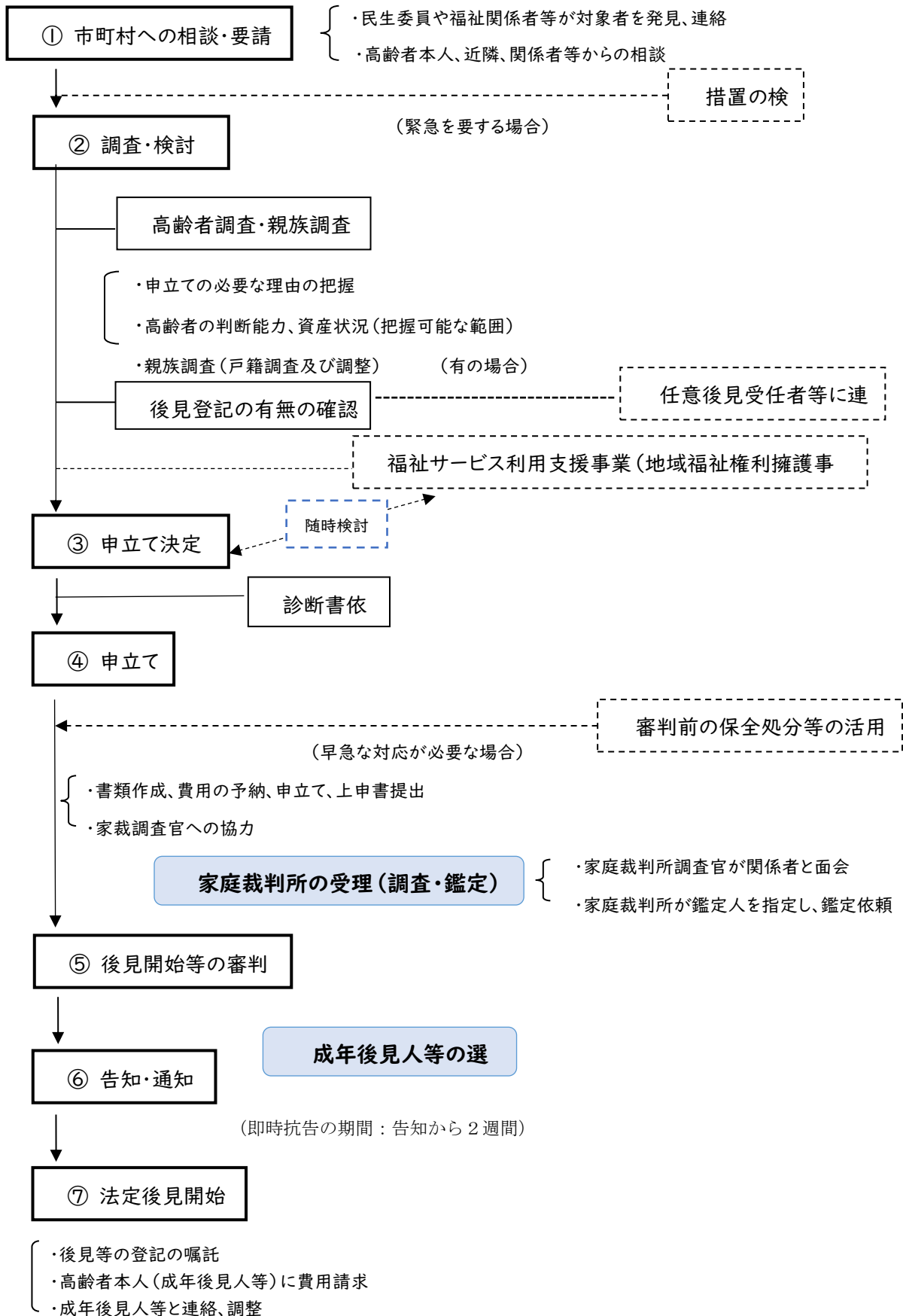
低所得高齢者の成年後見制度の市町村長申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成については、地域支援事業の任意事業として、各市町の裁量により予算立てすることとなっています。

7) 市町における制度利用準備

市町村長申立てに至る事例のない市町村においても、あらかじめ要綱等を制定し、所管課や申立ての決定権者などを定めておくことが望まれます。

また、費用は本人に求償する場合を含め、市町村で予納することになるので、予算確保などの準備をしておくことも必要です。

8) 成年後見開始に向けた流れ(フローチャート)



出典：「家庭内における高齢者虐待防止マニュアル改定版(平成18年3月)」(石川県健康福祉部)

(5) 初動期の評価

コアメンバー会議で決定した対応方針の実施状況や、対応により高齢者の安全確保がなされたかどうかを評価するため、初動期段階のあらかじめ設定された日付で評価会議を開催します。初動期段階の評価会議では、次の対応段階のため情報収集の必要性も検討します。

初動期段階における目標や対応方法の変更の必要性を検討する確認事項

○高齢者

- ・高齢者の生命や身体の危険が回避されているか。
- ・対応方針に基づく対応を受け入れているか。介入拒否などにより、対応は実施できていない状況にないか。
- ・虐待の一時的な解消が図れているか。
- ・新たに緊急に対応すべきリスクや市町権限の発動の必要性などが生じていないか。
- ・対応を行った結果、又は別の要因が発生したことにより、高齢者の意向、生活状況に悪化（変化）が見られていないか

○養護者

- ・高齢者に対する虐待行為が継続する状況にないか。
- ・対応方針に基づく対応を受け入れているか。介入拒否などにより、対応を実施できない状況にないか。
- ・対応を行った結果、また別の要因が発生したことにより、養護者の意向、生活状況に悪化（変化）が見られていないか。

○その他家族

- ・他の家族の関わりによって、虐待の一時的解消が図られているか。新たな課題が生じていないか。
- ・家族全体の状況や生活に変化が見られ、対応が必要な状況となっていないか。

○関係者（近隣・地域住民等の関係を含む）

- ・関係者の関わりによって、虐待の一時的解消が図られているか。新たな課題が生じていないか。
- ・関係者の関わりを拒否し、対応が行えない状況になっていないか。

出典：日本社会福祉士会、市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き、2011、P78

3 対応段階

(1) 情報収集と虐待発生要因・課題の整理

初動期段階の評価会議の結果、虐待状況や要因、高齢者本人や養護者等の状況をアセスメントした結果をもとに、虐待対応計画を作成し、具体的な虐待要因（リスク）の解消に必要な支援を行います。

① 対応段階における情報収集と整理

虐待発生要因の明確化と、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化を目的として情報収集を行います（初動期段階の事実確認目的が異なる点に注意する。）

② 虐待発生要因の明確化

虐待は、個々の虐待発生リスクが高齢者と養護者、家族関係、近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源との関係など、それぞれの関係性のなかで相互に作用し合って発生するものです。従って、まずは収集した個々の情報から虐待発生リスクを探り、次にそれらの相互の関係性をみることで、虐待の発生の要因を明確にすることで、虐待解消に向けた課題が明らかになります。

③ 高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化

虐待発生要因を特定し、虐待が解消できたら、高齢者の安心した生活に向けて他に必要な対応課題やニーズはないかどうかを見極める必要があります。その際、高齢者本人の意思や希望、養護者・家族の意向について丁寧に把握することが重要になります。そして、高齢者と養護者・家族の関係性、近隣・地域住民や地域の社会資源等の情報についても、再度、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた可能性や課題といった視点から整理・分析することが重要です。そのうえで、どのような形態での虐待対応の終結が可能かについて虐待対応ケース会議で検討し、終結までの計画的支援を行います。

(2) 継続した見守りと予防的な支援

市町の担当職員等による定期的な訪問を継続し、高齢者本人と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、適切なサービス等の利用を勧めます。

介護負担による疲れやストレスが虐待の要因となっている例も少なくないため、養護者等に対して相談に応じたり、家族会等への参加を勧めるなど、介護負担の軽減を目的とした対応が考えられます。

(3) 介護保険サービスの活用（ケアプランの見直し）

高齢者本人に対する適切な介護と養護者の介護負担やストレスの軽減を図ることを目的に、介護保険サービス等を導入します。

特に、養護者の負担感が大きい場合には、ショートステイやデイサービスなど、養護者が高齢者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

ケアプランを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。

(4) 介護技術等の情報提供

養護者に認知症高齢者の介護に対する正確な知識がない場合や、高齢者が重度の要介護状態にあり介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

(5) 専門的な支援

養護者や家族に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。特に、高齢者あるいは養護者に認知症やうつ傾向、閉じこもりなどの症状がみられる場合には、専門医療機関への受診へつなげて医療的課題を明らかにすることが重要です。医療的な課題や疾患特性を考慮しない支援は状況を悪化させる場合もありますので、高齢者の状態を正確に把握した上で適切な支援を検討することが重要です。

(6) 対応段階の評価会議

1) 評価会議

対応する課（センター）のコアメンバー会議に参加した者は、会議で決定した支援・対応方針の実施状況や対応により、虐待が解消し、高齢者の安全確保がなされたかどうかを確認します。

会議には必要に応じて庁内関係部署、関係機関に参加を要請します。

虐待が解消するまで、コアメンバー会議及び評価会議の開催を繰り返し実施します。

2) 会議で協議、確認すべき事項

対応段階における目標や対応方法の変更の必要性を検討するための確認事項

○高齢者

- ・虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか。
- ・対応を行った結果、虐待解消に向けた新たな課題が生じていないか。
- ・虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。
- ・高齢者の意向を確認しているか。
- ・高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- ・高齢者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか。

○養護者

- ・虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか。
- ・対応を行った結果、養護者に新たな課題が生じていないか。
- ・虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。
- ・虐待を解消していくために、養護者支援の必要性が生じていないか。
- ・養護者の意向を確認しているか。
- ・養護者の状況や生活に改善が見られているかどうか。
- ・養護者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか。

○その他の家族

- ・他の家族の関わりによって、虐待の解消が図られる状況にあるか。
- ・他の家族の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- ・対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

○関係者（近隣・地域住民との関係を含む）

- ・関係者の関わりによって、虐待の解消が図れる状況にあるか。
- ・関係者の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- ・対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

4 終結段階

虐待対応の終結は、評価会議において判断します。

虐待発生要因へのアプローチにより、虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整い、その状態が一定期間定期間継続していることが確認できた後、終結の判断がなされます。

【様式8：高齢者虐待対応評価会議記録票】

出典：社団法人 日本社会福祉士会，市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き，2011，p.112-113.

虐待対応の終結のためには、「虐待の発生要因の軽減等により高齢者の安全が確認できる項目が増え、高齢者の安全の確保が継続され、高齢者が安心して生活を送れている状態」を確認できることが必要となります。

具体的には、

- ① 高齢者が施設に入所するなどにより、高齢者の生活が安定した場合
- ② 虐待の発生要因の軽減等と再発防止のための支援体制が整い、在宅生活の再開や継続をする場合
- ③ 高齢者が死亡した場合

などが想定されます。

虐待対応中、あるいは終結後の権利擁護業務としての対応等において、養護者と同居・別居にかかわらず、高齢者と養護者との関係性を再構築する支援も大切であり、高齢者と養護者の関係性の再構築において、養護者を支援するにあたり、養護者支援を担う関係機関との連携が大切となります。ついては、終結を判断する評価会議において、養護者支援を担う関係機関の役割や情報共有の方法等を確認します。虐待対応として関わる前の状態に戻ることがないよう、サービスや関係者の関わりを増やし、高齢者と養護者の支援体制の構築や適切な関与が虐待対応の終結の目安となります。

しかし、これは虐待対応としての終結の目安であり、高齢者や家族との関わりが終了するわけではありません。高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援を行う必要があります。その場合、地域包括支援センターの関与の検討、関係機関との連絡体制の構築を意識して、適切な関与、引き継ぎを行います。

5 養護者(家族等)への支援

高齢者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています(第14条第1項)。

虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考え、虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する観点が必要です。

養護者支援の流れとしては、

(1) 養護者との間に信頼関係を確立する

高齢者の最も身近な存在である養護者と適切なコミュニケーションが行える関係作りを行い、相談・助言が行える体制を整えるとともに、養護者の担当者と高齢者の担当者を分けるなど、養護者、高齢者、それぞれの立場を擁護する支援体制を示すことも重要です

(2) 介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

法に基づく対応状況等調査結果では、養護者による高齢者虐待の主な発生要因に高齢者の認知症の症状などを起因とした介護疲れ・介護ストレスや高齢者との人間関係などが例年上位を占めています。養護者支援のためのショートステイ居室の確保など、養護者の負担を軽減する観点から、積極的にこの措置の利用を検討する必要があります。

○法的根拠

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者の心身の状態から緊急の必要があると認める場合に高齢者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとされています(第14条)

直接高齢者虐待に至っていない状態であっても、放置しておけば高齢者虐待につながりうる場合、あるいは高齢者が要支援や非該当であっても緊急に養護者の負担軽減を図る必要がある場合などについては、養護者の負担を軽減する観点から、積極的にこの措置の利用を検討すべきです。

(3) 養護者自身の抱える課題への対応

虐待発生の要因と直接的・間接的に関係する養護者の持つ疾患や障害、経済状況等の生活上の課題を抱えている場合には、要因を分析するとともに、支援目標を明確にし、それを支援計画に反映した上で、課題解決を行うために不可欠な関係機関の開拓、情報共有、関係機関との連携を充分にとり、養護者が必要な支援につながるための働きかけが重要です。

(4) 虐待の解消、高齢者等の安心と暮らしの安全

虐待が解消した後も虐待の再発防止の観点から適切な関係機関によるモニタリングが不可欠となります。

(5) リスク要因を有する家庭への支援について

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合って起こります。リスク要因としては、このスライドに示す表のようなものが考えられますが、これらの要因は、高齢者や養護者、家族の生活状況や、虐待のリスクを見極めるための重要な指標となります。

多くのリスク要因を有する家庭で直ちに高齢者虐待が起こるわけではありませんが、「早期発見・見守りネットワーク」等を通じて、高齢者や養護者の心身の状況や生活状況を適切に見極めながら、支援・見守りを行うことが重要です。よって、リスク要因を有し、支援を必要としている高齢者や養護者、家族などに対して適切かつ積極的な支援を行うことで、高齢者虐待の発生を未然に防ぐことが可能になると考えられます。

虐待リスクの要因の例

	高齢者の要因	養護者の要因	家族関係・環境要因
生物学的要因	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢や怪我によるADL(日常生活自立度)の低下 ・疾病・障害・養介護状態 ・認知症の発症・悪化 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護負担によるストレス ・養護者自身の疾病・障害 ・依存症(アルコール・ギャンブル等) 	
心理的要因	<ul style="list-style-type: none"> ・パワレス状態(無気力状態) ・判断力、金銭管理能力の低下 ・養護者との依存関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・無気力な状態 ・性格的な偏り 	<ul style="list-style-type: none"> ・親族関係の悪さ・孤立 ・家族の力関係の変化 ・介護の押し付け
社会的要因	<ul style="list-style-type: none"> ・言語コミュニケーション機能の低下 ・養護者との人間関係の悪さ等 ・公的な手続きができない ・介護保険料の滞納 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護や家事に不慣れ ・収入不安定・無職 ・金銭の管理能力がない ・借金・浪費壁がある ・公的な手続きができない ・介護保険料の滞納 ・人間関係の悪さ ・相談者がいない ・認知症の知識がない ・サービスを知らない ・親族関係からの孤立 	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力の世代間連鎖 ・家屋の老朽化、不衛生 ・孤立 ・人通りの少ない環境 ・地域特有の風習 ・高齢者に対する差別意識 ・認知症や疾病・障害に対する偏見

【引用・参考文献】

○「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」

厚生労働省老健局 令和7年3月

○「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」
社団法人日本社会福祉士会、中央法規出版 2011年7月

○東京都高齢者虐待対応マニュアル

東京都福祉局 平成18年3月、令和6年8月一部修正・追記

○「神奈川県高齢者虐待防止マニュアル」

神奈川県 令和7年9月